

生食発 0221 第 1 号
3 輸国第 4559 号
令和 4 年 2 月 21 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 SG-A2「シンガポール向け輸出食肉製品等の取扱要綱」、別紙 SG-A3「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」及び別紙 SG-A4「シンガポール向け輸出家きん卵製品(レトルト食品及び缶詰)の取扱要綱」について、シンガポールの輸入条件が改正されたことを踏まえ、別添のとおり改正を行いました。主な改正点は下記のとおりですので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する輸出入

件の改正

2 輸出検疫証明書の様式の改正